健康福祉局健康部動物愛護センター

番号	指摘(監査結果)	措置状況	備考
留 勺	1月1個(監重和本)	(措置の内容又は未措置理由等)	7佣 45
1(1)	金券類等の管理について(財産管理について(財産管理について(財産管理について(財産管理について(財産管理について)を関連について(財産を対して)を関連については、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	本件は、担当職員の長期欠勤により、 急遽処理業務を代行した職員が、かけていたことが原因です。 今回の指摘を受け、「金券類等事務 取扱要項」及び財務会計システムを職員全員に周の登録が必 マニュアルを職員全員に周の登録が必 要である旨添付しました。 (動物愛護センター)	措置済
1(2)	毒物及び劇物の適正な管理について (財産管理事務) 毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の取扱いについては、毒物及び 劇物取締法(昭和25年法律第303号) 及び厚生労働省からの通知等により盗 難、紛失防止のために必要な措置を講 じることが義務付けられている。また、	本件は、毒物及び劇物取締法並びに 関係通知等に定められている内容の認 識及び周知が不十分であったことや、 毒劇物を他の試薬・器具等と同じ保管 庫に保管していたために、毒劇物の保 管庫としての鍵の管理が曖昧になって しまったことが原因です。 今回の指摘を受け、記載漏れのあっ	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	正なたいのようにでは、 でいるで、保管をでいるでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	た毒物劇物管理簿及び舞り物を開きにつき、 病動物質理簿をは、毒物・肉のでは、 神道をは、大きなないでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでいましていまとでいましていまとででは、 神道をでいましていまとでいない。 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をでは、 神道をできるが、 ・ 神道をできるが、 ・ 神道をできるが、 ・ 神道をできるが、 ・ 神道をできるが、 ・ も 神道をできるが、 ・ も も も も も も も も も も も も も	

区役所(熱田区、守山区及び天白区)

		(令和 5年 8月31日現在	<u> / (水水)</u>
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(1)	前渡金出納簿への登載及び符合確認について(支出事務) 名古屋出規則等によるが係出期間等によるが係出的関金の他前渡金出的関金の他前渡金の他前渡金の他前渡金の他前渡金の他前渡金の他前渡金の他前渡をであるとと、ため、大きのでは、あって、は、あって、は、ないのでは、より、ないでは、は、からないでは、は、からないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、ないで	ア 本にのでするというというというというでは、	対応中
		規則等に基づき、適正な事務取扱い	

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
		を行うよう徹底してまいります。 (天白区福祉課)	
1(2)	前渡金の精算について(支出事務) 名古屋市会計規則等によると、前渡金受領者は、用務終了後10日以内に精算書を作成し、用事業主管課の長に提出することとされている。前渡金の精算の状況について調査もところ、実査日(令和 4年 8月25日時点においてあったも古いものである。また、この行うがものがものがものがものがりまた、精算が行われているものがものについても、用務終了後2か月近見をに精算が行われているものがもくに精算が行われているもの精算を厳正に行われたい。 (天白区福祉課)	本件は、前渡金の精算の実施について、認識が不足していたことが原因です。 今回の指摘を受け、令和 4年12月21日の指摘を受け、令和 52日の間期を受け、同月22日の間期を受け、同月22日の間期の間間があるとを見り、令のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	措置済
1(3)	金券類等の管理について(財産管理事務) 名古屋市会計規則等によると、切るの無事がによると、するに、ながないのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ア 本件は、金券類等の管理についるの事務手続きの認識が不十分であったことが原因です。 今回の指りのです。 今回の指りのです。 もしたととととといるができるようの指数をです。 がですられたでです。 を回の指数をでするようのです。 はいまりまとというなでであるようのです。 を回のよりができるなが、シーラでは、いるのでは、は、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、の	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	ることとされている。 金券類等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア補助簿による金券類等の管理について、払出しの都度決裁を行って入力をいる。また、システムへの入力をはいるかった。となく、最長での払出し後30日間にわたり行っていなかった。(志段味支所区民福祉課)イ現金書留用封筒96枚が、金券類等出納簿に登載されていなかった。(天白区民生子ども課)名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。	筒を金券類等出納簿に登載するようにし、補助簿も作成しました。 今後も本指摘事項に係る原因と対策について確実に引き継いでまいります。 (天白区民生子ども課)	
1(4)	緊急援資金の管理について(行政運営事務) 区民生子ども課及び支所にに、区対し、会議では、とき、とのでは、とき、といるのでは、とき、とき、とき、ともに、とき、とき、ともに、とき、ともに、とき、ともに、とき、ともに、とき、ともに、とき、ともに、とき、とものととのでは、とき、とものととので、のがであるととで、いいのは、たび、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので	ア 本保 と と と と と と と と と と と と と と と と が の と と が の と と が の と と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と が の と と か で と と の と と か で と と の と と か で と と か で と と か で と と か で と と か で と と か で と と か で と と か で と と か で と と か で と と か で と か で か に と を と か で と か で か に と を た に と 後 も に か ら で と か で が に と か ら で か ま で と か の が の か の か の か の か の か の か の か の か の	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	(志段味支ども課) イ 日々の出職、下書き用ののには、下書き出納の際には、下書き書との出土。 日々の出土。 日本のといるのでは、「大き」とのは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」といった。 「大き」といった。 「大き」といった。 「大き」を表しまれている。 「大き」を表して、まり、「大き」を表し、まり、「大き」を表して、まり、「大き」を表して、、「大き」を表して、まり、「大き」を表して、まり、「大き」を表し、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、「も、まり、まり、「も、まり、まり、まり、「も、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、	ことが原因です。 今回の指摘を受け、現在は出納の都度、出納簿を作成し係るいでは、 一人では、 一人では、 一人では、 一人では、 一人では、 一人ででは、 一人ででは、 一人でででです。 一人でででです。 一人でででです。 一人ででででです。 一人でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	
1(5)	重度障害者福祉タクシー利用券等の管理について(行政運営事務) 区福祉課では、重度障害者福祉リンでは、重度障害者福祉リンでは、重度度では、重度度では、重度のでは、重度のでは、重度のでは、重度のでは、重度のでは、重要のでは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、でいるのが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できる	本件は、計算の式に誤りが一部あっしたこと、前年度繰越数を誤って転記して転記を説って転記したとから受払簿の残数の間に差異がたの残数の間に差異が必要を受払簿とのです。 今回の指摘を受け、交付申した。 今回の指摘を受け、た結果、受したもので受け、では、受したものでででは、受け、では、では、の指摘を要した。 大きに、出納の都度、担当係長が記した。 はまた、出納の都度、も現物の残数のに、ののででは、ののででは、ののでででは、は、は、ののででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	名古屋市重度障害者タクシー料金助 成事業実施要綱に基づき、タクシー利 用券の管理を適正に行われたい。 (守山区福祉課)		
1(6)	福祉特別乗車券の管理について(行政 運営事務) 支所区民福祉課では、障害者等に対 して、交付申請に基づき、福祉特別 車券を交付している。 福祉特別乗車券を交付する際には、 名古屋市障害者等福祉特別乗車券の受払簿 に基づき、福祉特別乗車券受払簿 「受払簿」という。)に記録することと をされている。 福祉特別乗車券の管理状況についが 調査したところ、福祉特別乗車券が 品された際の受払等の受払り、現物の残数との 間に差異が生じていた。 名古屋市障害者等福祉特別乗車券の 間に差異が生じていた。 名古屋市障害者等福祉特別乗車券の 適正に行われたい。 (志段味支所区民福祉課)	本件は、福祉乗車券が納品された際、本人用及び介護者用が封入された封筒について、受入簿に記録する際に誤って介護者用のみに受入数を記録したため、現物の残数との間に差異が生じた。今回の指摘を受け、交付申請書等の関係書類すべてを再確認した。当時であるとがであるとともに、月初に前月分の関係書類が現の記録を明らし、その数と一致もに、月初に前月分の関係書類が関係をいるととを徹底してまがります。(志段味支所区民福祉課)	措置済

住宅都市局(公益財団法人名古屋まちづくり公社(出資団体監査分))

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1	労使協定に基づく時間外労働の上限の超過について(その他事務) まちづくり公社では、労働基準結にの公社では、労働基準結に、の公社では、労働基準結にの公共のの公共のののののでは、労働をはいて、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	本件は、年度末に伴い当該職員の所属する部署で一時的に業務が集中したことが主たる要因です。 団体においては、令和 4年12月23日に管理職に対しコンプライアンス主幹会議を開催し、職員の日々の勤怠や時間外労働の適活用及であった。 電力のでは、令和 5年 4月21日に当年度より新たに管理職となった職員に対し、労使協定の内容や勤怠管理システムの活用等について研修を行い、周知徹底していることを確認しました。 (企画経理課)	措置済

交通局

番号 指摘(監査結果) 措置状況 (措置の内容又は未措置理由等) 備考 (措置の内容又は未措置理由等)	. I.a
1(2) 消防計画の更新等について(行政運営事務) ボー 消防法(昭和23年法律第 186号)及び消防法施行令(以下「消防法等」と です。 (措置の内容又は未措直理田等) ボール におりま常用物 品等の点検整備を行うと定められていることについての認識不足が原因です。	考
事務) 品等の点検整備を行うと定められて 消防法(昭和23年法律第 186号)及 び消防法施行令(以下「消防法等」と です。	
いう。)によると、駅や複合ビル等の 防火管理者は、消防計画の作成や消防 計画に基づいた消防訓練の実施など防 火管理上必要な業務を行わなければな らないとされている。東山線駅務区 (名古屋駅)の消防計画では、災害用 の備蓄品や救助・救出用質機材等の非常用物品等を確保し、定期的に点検整備を行うと定めている。また、消防法等によると、複合ビル等で建物全体の管理を統括する防火管理者が定められている場合、各防火管理者が作成する消防計画に適合させなければならないとされている。そのため、名城線運転区(金山)については、複合ビルである「ループ金山」全体の消防計画に適合させなければならない。東山線駅務区(名古屋駅)及び名城線運転区(金山)の消防計画に適合を修正し、所轄消防署長への届出を行いました。(令和 5年 4 月27日届出) (名城線運転区) 第1時計画の定めが実態と一致している関査したところ、以下のような事例が見受けられた。アー部の非常用物品等について消防計画の定めが実態と一致している関係を管理し、また、令和 5年 4 月27日届出) (名城線運転区) 第1時計画の定めが実態と一致している関係を実施している営業所等を含む。)を対象に、令和 5年 4 月27日届出) (名城線運転区) 清防計画の定めが実態と一致している関係の選手を検を実施し、また、令和 5年 4 月末までに防火管理の状況については、衛生度原則として 4月末までに関係を行うよう局内に通知しました。(令和 5年 2月15日通知) (総務課) (令和 5年 2月15日通知) (総務課) (総務課) (総務課)	置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	ていかなければならないものである。 東山線駅務区及び名城線運転区においては、消防計画の見直しを行ったうえで、防火管理業務を適切に行われたい。 また、複数の所属において防火管理に係る不備が見受けられたことから、総務課においては、防火管理の状況について局内総点検を実施するとともに、定期点検の方策についても検討されたい。 (総務課)		

スポーツ市民局(スポーツ市民局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。)

		(7/11 3年 0月31日 5代11-0	ノンヤンレン
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(1)	支出命令事務について(支出事務) 本とは一次の対して、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	本件は、事務繁忙等により支払が遅れまで、まり支払が遅れます。 事務繁忙等、事業では、事務をです。 を事業であることなるには、まれます。 を受けるという。 を会計する。といです。 を会計するといです。 を会計するといです。 会計ををしまれた。 の回文書が徹のでです。 をのには、からします。 のには、からには、からには、からには、からには、からには、からには、からには、から	措置済
1(2)	区スポーツ推進委員連絡協議会等運営 補助金について(支出事務) 本市では、スポーツの推進のため各 学区にスポーツ推進委員が設置されて おり、スポーツ推進委員は市民に対し、 スポーツの実技の指導等を行っている。	本件は、区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の一部不備があったこと及び事業変更承認申請書を区地域力推進室へ提出する要件が明確に規定されていなかったため、各区の運用に齟	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況	備考
	,	(措置の内容又は未措置理由等)	νIII 3
	また、各学区のスポーツ推進委員相互	齬が生じたことが原因です。	
	の連絡調整を目的とした、区スポーツ		
	推進委員連絡協議会(以下「区連協」	今回の指摘を受け、次の対応を行い	
	という。)を各区に設置し、スポーツ	ました。	
	推進委員の職務に関する連絡調整等を		
	行っている。	(1) 各区の意見を踏まえ、令和 5年 5	
	区地域力推進室では、スポーツ推進	月31日付けで、次のとおり要綱の一	
	委員の活動が円滑に行われることを目	部改正を行いました。	
	的とし、活動に要する経費の一部に対	補助団体が経費の配分の変更をす	
	して、補助金を区連協に交付している。	る場合についても市長の承認を受け	
	名古屋市補助金等交付規則によると、	るよう規定するとともに、その際の	
	補助金の交付決定に際し、経費の配分	承認手続に関する規定を整理しまし	
	や事業内容を変更する場合には、市長	た。	
	の承認を受けるべき旨の条件を付すこ	(2) 同年 6月12日及び19日に各区担当	
	とができるとされている。	者会を開催し、本件改正に関する事	
	区スポーツ推進委員連絡協議会等運	務手続の周知を行いました。	
	営補助金交付要綱(以下「要綱」とい	(3) 各区担当者会の意見を踏まえ、同	
	う。)によると、区連協は、年度途中	年 7月 1日付けで、本件改正内容を	
	において事業内容を変更する場合は、	反映させ、「事務の手引き」を改定	
	あらかじめ事業変更承認申請書を区地	しました。	
	域力推進室へ提出することと定められ	A (//) [DB] A - >==================================	
	ているが、経費の配分変更の場合につ	今後も補助金の適正な交付事務がな	
	いては特に定めがない。	されるよう機会を捉え、各区に対して	
	一方、区連協補助金事務の手引きに	助言・周知してまいります。	
	おいては、事業計画の変更として経費	(スポーツ振興室)	
	の配分変更、事業内容の変更いずれも		
	含まれるものと解される記述となって		
	おり、スポーツ振興室は、経費の配分		
	変更の場合も、事業変更承認申請書の		
	提出が必要であるという認識であった。		
	区地域力推進室における補助金の交		
	付事務について調査したところ、一部		
	の区連協において、事業計画書が提出		
	された以降に経費の配分や事業内容が		
	変更されたにも関わらず、事業変更承認中書書の提出なべけずに補助会が表		
	認申請書の提出を受けずに補助金が支出されていた。		
	出されていた。		
	事業変更承認申請書の提出を受けて		
	いなかった原因としては、区地域力推		
	進室が、経費の配分変更に該当する事		
	案であると解釈し、その場合の取扱いが要綱に記載されていないことから、		
	事業変更承認申請書の提出が不要であ		
	事業変更承認申請書の徒山が不安であ ると認識していたことによるものであ		
	ると認識していたことによるものであった。		
	った。 補助金の適正な執行を確保するため		

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	には、交付の目的に従った使途となっているか、補助対象事業を明確にし、記録しておく必要がある。 スポーツ振興室においては、要綱の記載内容に一事業を回れるとはよって、事業を回れるととは、要の記事者ととを表現を生じていたことから、経費の配分が変更を出が必要であることを表変を明記するようとにも、事務手続の周知を行われたい。 (スポーツ振興室)		
1(4)	コ東京 (支) 中野 (大)	本件は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填について、実際の収入日の属する年度で決算書に計上する取扱いを指定室の確認不足のため、当該年度の決算書にです。 今後は、決算書が適正に作成されるよう、指導及び確認を徹底してまいります。	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	認を確実に実施されたい。 (天白区地域力推進室)		
1(5)	見積書の徴取先選定について、 では、 では、 では、 でするとのでするとのでするとのでするとのです。 をでするとのでするとし、 のよいのででするとし、 のは、 をでするらでするとし、 のには、 をでするらでするとし、 のにはなま約名のでは、 のではは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ののに、 ののののののに、 ののに、 のののののののののの	本件は、記されて、	措置済
1(6)	施設の有効活用について(財産管理事務) 消費生活課は、伏見ライフプラザ10階及び11階に事務室及び諸室がある。 10階にある食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室、恒温恒湿室、現像室、消費者開放試験室及び消費者研修室について、令和元年度から令和3年度の使用状況を調査したところ、	食生活テスト室、衣住生活テスト室、 機器分析室、恒温恒湿室、現像室は各 種製品のテストを行うための諸室です が、法整備の充実や事業者の製品品質 に対する意識の向上等により、事業者 自らのテスト業務が充実するなど社会 環境の変化によって、当課での商品テ ストが減少したことが主な要因と考え ています。	対応中

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	月平均の使用日数が少ない状況であった。なお、諸室が使用できるのは原則 月曜日から金曜日であるが、必要に応じて土曜日も使用可能である。 (表省略) 消費生活課においては、諸室の使用 日数が少ないことを踏まえ、機能の集 約化や他の目的への転用などを含め、 施設の有効活用策を検討されたい。 (消費生活課)	また、消費者開放試験室、消費者研修室については、当課が実施する名類生活講座等のほか、消費生活の生活動する消費を定とのといる。 では、当時を対象に、消費生活のといる。 では、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次の	
1(8)	自動車時運行許可事務について(行政運営事務) 道事務) 道路中年生活では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	本件は、自動車臨時運行許可事務取 扱要領に定められて別間といっての 関係に定めの加入の確認についてす。 の期間との関係のとけ、の関係のとけ、の方のの の指すのの指すを受け、部にののです。 今のおり、ですののでは、ののでは、ののではでののではでです。 一ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	期間の最終日が同日になっている事例が見受けられた。 南区総務課においては、自動車損害賠償責任保険に加入していない期間を含めて許可をすることは、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に違反する行為を助長することにつながりかねないことから、自動車臨時運行許可事務における保険期間の確認の重要性を改めて認識するとともに、規則等に従って適正に処理されたい。(南区総務課)		
1(9)	太陽光発電売電額報告書について(行政運営事務) 本の運営事務) 本の正に立て、というでは、ここのでは、ここのでは、ここのでは、このででは、このででは、このででは、このででは、このでででは、このでででは、このでででは、このでででは、このでででででででででで	本件は、電力会社からの振込日で整理して太陽光発電売電額報告書に記載する取扱いについて指定管理者の認識不足があったこと及び当室の提出書類の確認が不足していたことが原因では、令和 4年度分の報告書については、令和 5年 2月21日に指定管理者に成し、「太陽光発電の属する年度に売ぎんの当たり、振込日の属する年度に売ぎんの主きにでいます。」では、報告書が適正に作成されるよう、指導及び確認を徹底してまいります。 本体は、電力会社が高います。 本体は、電力会社が高いたことが表現では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	できないようなボールペン等の筆記具 において行うよう指定管理者を指導さ れたい。 (天白区地域力推進室)		

スポーツ市民局 (公の施設の指定管理者監査分)

		(7/11/04/0月31日光红)	7 (1) 2/
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
2(4)	施設備の管理について(その他事務) を設備の管理について(その他事務) を関するととの性ででは、後期では、大学では、 を対するととのは、おいいのは、 を対するととのは、ないのは、 を対するとのは、ないのは、 を対するとのは、ないのは、 を対するにでは、たけいのが、は、 を対するに、は、ないのが、は、 を対するに、は、ないのが、は、 を対するに、は、ないのが、は、 を対するに、は、ないのが、は、 を対するに、は、ないのが、は、 を対するに、は、ないのが、は、 を対するに、は、は、ないのが、は、 を対するに、は、ないのが、は、 を対するに、は、は、ないのが、は、 を対するに、は、は、ないのが、は、 を対するに、は、は、ないのが、は、 を対するに、は、は、ないのが、は、 を対するが、は、ないのが、は、 を対するが、は、ないのが、は、 をでいるが、は、ないのが、は、 をでいるが、は、 でいるが、 でいるが、	名古屋市にはおいてにおいてにおいてにおいてにおいてに対していた。 本は、の絶縁を指定ででいた。 本に、の絶縁を指定でいた。 本に、の絶縁をはした。 不の絶縁をもした。 不の絶縁をもした。 名では、いいのでは、いいのでは、いいのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	対応中

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	の不具合を指摘されず、その後しなれず、法令におが複数年度にわたって放けを放けでした。 においた。 法令に適合しない防災設備を放機にが発揮なるが、でからに適合、災害時ががある。 法付達されず、被害が拡大するがある。 ま経抗値及び場合、ので基準がある。 (指定管理者分) 各指定管理者分) 各指定管理者分) 各指定管理者分) 各指定ではないがある。 (指定管理者分) 各指定管理者分) 各指定ではないがある。 (指定管理者分) を改めては、かねないがり、建築のいながのないがので、は、かねないがは、ないがないがは、ないがないので、は、かなないので、は、かながは、ないので、は、では、ないでは、ないでは、ないで、は、ないでは、ないでは、ないでは、ない		
2(5)	医務室の管理について(その他事務) 名古屋市体育施設として(理運産管管理を発生でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	本件は、指定管理者において、清掃作業日次点検表に、医務室を清掃場所として定めていなかったことが原因です。	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	きなかった。 (指定管理者分) 医務室については、その性質上、日常的に適切な維持管理が必要であると考えられる。 愛知スイミング・大成共同事業体においては、清掃作業日次点検表に清掃場所として医務室を追加されたい。 (愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】)		
2(6)	事業報告書の作成について、その他事務) 名本の作成について、その他事務) 名本のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	本件は、指定管理者の事業報告書作 成時及び当室の照合が不十分であった との照合が不十分であった。 今回の指摘を受け、各指定管理者及び当生書の内容には、令行いました。 今当室に内容です。 今当室に内容では、令和3年度があった。 ま告書所に昭和スポーツの支に係て、のまた。 また、昭和スポーツの支に係る光理者に対してののではいる。 第1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
ш. 3	世界では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(措置の内容又は未措置理由等)	VIII 3
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

総務関係(市長室、総務局、選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務室、 監査事務局、人事委員会事務局及び市会事務局)(総務関係関連事務を担当する区 役所及び財政局の課室を含む。)

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(1)	総合評価委員への謝金の支払遅延につくります。 (支出事務) (支出事務) (支出事務) (支出事務) (支出事務) (支出事務) (支出事務) (支出事務) (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田	本件は、現年度分が混在不 を選手にでする。 を選手にているという。 会は、対してもというであるです。 では、対しているです。 会は、意合は担またというであるです。 会は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	措置済
1(2)	前渡金受領後の支払方法について(支出事務) 地方自治法によると、地方公共団体の支出の方法の特例として、資金前渡によることができるとされており、名古屋市会計規則において投票及び開票	本件は、公金である前渡金の支払方法について、前渡金として受領した現金で支払わなければならないという理解の不足により、私金による立替払が可能と認識していたことが原因です。今回の指摘を受け、令和5年1月23	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	に係る経費もその一つとは、 で表して、 で表して、 である。 では、かは、 では、からでは、 では、からででは、 では、からのでは、 では、 では、 では、 では、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、 のが	日開催の愛知県知事選挙第 2回庶務主任会議において、選挙事務を行う職員に対し、資金前渡の制度についての説明を行う際に、クレジットカードによる支払は行わず、交付された現金をもって支払を行うよう周知徹底しました。今後も適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めてまいります。 (南区選挙管理委員会事務室)	
1(3)	適正な見積書の徴取について(契約事務) 名古屋市契約規則によると、変円とと、変円とよるがによがによるでは、変形をというではは、ではおがいたのがでは、できるがは、できるが、できるがは、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できなが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できる	本件は、平成27年 5月公表の監査で指摘を受けないら、再する。 一同様のご指摘を受けれる。 一意識が再び低す。 一会関れてした。 一会明礼において、会議をでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	が判明した。 契約の相手方を通じて他業者の見積 書を徴取することが不 5月15日に公表 した南区とは、平成27年 5月15日に公表 した南区選挙管理委員者に対する監査結果に対するも指し、公司を を受け、監査書を徴取するようで を受け、監査書を徴取するというにおいうには、 かからにおいるの事例が見受けるがあったには、 がよりに対してある。 がありまする意識が、前とというが見受事務ではは、 挙管理委員会事務びは遺とともに に見積書を徴取する意識の向上を に見積書を徴取する意識の向上を のののといる。 のの方とは、契約と がある。 の方というである。 の方というである。 の方というである。 の方というである。 の方というである。 の方というである。 の方との方とは、 の方との方とは、 の方との方となる。 の方との方との方との方との方と を得ずるが、 の方との方との方との方と の方との方との方と の方との方との方と の方との方と の方と		

子ども青少年局(子ども青少年局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。)

	T	(14/14 0 0/10114 /0117*	7 10 27
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(1) T	債権 情権 情格 情格 行金返還金について (収入事務) では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	本件は、債権管理に関する容処理が行っての債務というです。 本件は、債権管理に関切なす。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 のののです。 ののです。 ののです。 ののです。 ののです。 ののでは、 ののでは、 ののでで、 ののでは、 のででは、 のでは	措置済
1(1)	イ 民間保育所保育料について 本市では、子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) に基づき、区	本件は、処分停止後に必要な処理を 管理し、後任の担当者に引き継ぐため の仕組みが確立されておらず、調査や	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	民門 (大学) という (大学) では、大学 (大学) という (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	不納欠損等の処理がされていなかったも変施していなかった不納欠損処分についなかった不納欠損処分についなかった不納欠損処分についなかった不納欠害を行ったもででは、昨年度にでは、中国では、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでいるが、大力をできたが、大力をできないからないからないからないからないからないからないからないからないからないから	
1(1) ウ	ウ 児童手当返還金について 本市では、児童手当法(昭和46年法 律第73号)に基づき、支給要件に該当 する者に対して児童手当を支給してお り、手当支給後に所得額が変更された こと等により、支給額が遡及して変更 となった場合は、その過払い分につい	本件は、担当者が債務者への連絡を 躊躇したことが原因でした。本件の指 摘を受け、6月には子ども未来企画室 に新たな返済計画の案について改めて 協議し確認を取りました。 その後、債務者へ連絡し、8月29日 に面談・協議を行いましたが、債務者	対応中

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	であるきにてれています。 大きな ではにとを にあまら 一しに 処事納わて、内債管 かまと (はととでは、 はにとなって、 はにとなって、 はにとなって、 はにとを承にあまらで、 はにとを承にあまらで、 はにとを承にあまらで、 はにとを承になが、 はにとを承になが、 はにとを承になが、 はにとを承になが、 はにとを承になが、 はにとをのは、 はにとをのは、 はにとをのは、 はにとをのは、 はにとをのは、 はにとをのは、 はにとをのは、 はにとをのは、 はにとなった。 はにとない。 はにはいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいい。 はにはいいいい。 はにはいいいいい。 はにはいいいいいいいいいい	の新31日時ないのでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	
1(2)	どんぐりひろば遊具補修工事について (契約事務) どんぐりひろば管理運営要綱による と、どんぐりひろばは、幼児のために 安全な遊び場を確保し、健全な育成を 図ることを目的として設置され、日常 的な管理については、地域の管理団体、 又は管理責任者及び賛同者(以下「とと 理責任者等」という。)が行うことと されている。なお、市長は遊具の安全 性確保のために、毎年定期点検を行い その結果を管理責任者等に通知するこ ととしており、管理責任者等に意向確 認を行った上で補修等の必要がある遊	本件は、予定していた工期内に工事を終わらせることを優先したため、名古屋市契約規則等に沿った事務処理を行わなかったことが原因です。今回の指摘を受けまして、入札すべき契約については適正に入札を行うことについて、令和5年6月1日に所属内で改めて周知を行いました。どんぐりひろば遊具補修工事にかかる事務手続きについては、入札が必要となる可能性も踏まえ、令和5年度より、管理責任者への照会等を従前より、か月前倒しで行い、遊具補修工事にかかるスケジュールの見直しを行いま	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	具に、大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大	した。(子育て支援課)	
1(3)	委託契約に係る履行の確認と仕様書の記載について(契約事務) 地方自治法によると、普通地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。	ア 本件については、報告書の作成が 必要であるという認識が不足してい たことに起因しており、早急に様式 を定め、3か月毎に委託業務の履行 完了内容の報告書を提出してもらう とともに、検査調書の作成も行いま した。また、名古屋市契約規則を改	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	横にていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	がて遵守するよう周知徹底を図りました。 イ 本件については、仕様書等には必要な条件をわかりやすく、かつ、認識が不足していたことに原因です。今後は仕様書等について必要な条件や業務内容を明確に記載するとともに、納品による確認とあわせ、実績報告の提出についても受託者に、対再発防止を図りました。 (児童福祉センター)	

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	から、契約関係書類の適正な作成を徹 底されたい。 (児童福祉センター)		
1(4)	名古屋務(大大の) (契約を) (表記の)	本件については、今回の多額の不用額が発生しているとの指摘を受け、過去の実績が見積と大きくかい解しているを強しているを強いを含めた。そのようコロックで、イルス感染を関連を行うには、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	対応中

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(5)	営業用乗用自動車乗車券の管理について(行政運営事務) 子ども青少年局では、営業用乗用自動車(以下「タクシー」という。)の利用について、子ども青少年局営業用乗用自動車の利用要項を定めており、タクシーを利用しようとする者は、利	本件は、子ども青少年局営業用乗用 自動車の利用要項に定められた事項が 徹底されていなかったことが原因であ るため、各所属に対し要項に基づいた 適切な管理を実施するよう通知しまし た。(令和 5年 8月25日実施) (総務課)	措置済
	用予定日等を記載したタクシーチケット出納簿(以下「出納簿」という。)により、所属長の許可を得た上でタクシーチケットの交付を受け、利用しなかったときは速やかに所属長に返還しなければならないとされている。 タクシーチケットの取扱いについて調査したところ、以下のような事例が	アについては、今後同様の事例が生 じないよう、払出後に実際に利用され たかの確認を実施し、適正な管理の徹 底に努めます。 また、イについては、指摘後、特定 の担当者を設定の上、記載内容を確認 し管理を徹底しました。	
	見受けられた。 ア 利用しなかったタクシーチケット が返還されないまま、所在不明と なっていたもの (子ども福祉課、保育運営課)	(子ども福祉課) イについては、利用予定日や用途、 乗車区間を出納簿に記載する旨を室内 で周知を行った上で、庶務担当で確認	
	イ タクシーチケットの交付の際に、 利用予定日や用途、乗車区間が出 納簿に全く記載されていなかった もの (子ども福祉課、保育企画室、保 育運営課、子ども未来企画室、 青少年家庭課)	を行っています。 また、ウについては、タクシーチケットの交付の際に、決裁をとり出納簿による所属長の許可を受ける必要がある旨を、室内で周知し、庶務担当で確認を行いました。 (保育企画室)	
	ウ タクシーチケットの交付の際に、 出納簿による所属長の許可を受け ていなかったもの (保育企画室、子ども未来企画室) エ 交付を受けてから利用まで 2週間 以上、タクシーチケットを職員が	アについては、所属長より口頭で、 利用の際の手続きを周知し、適切な管理を行うよう啓発しました。なお、所在不明となっていたタクシーチケットについては、未使用の状態で保管されていたことが、令和4年11月28日に発	
	以上、タクシーテクットを職員が 保有し続けていたもの (保育運営課) タクシーチケットは、利用金額の上 限がなく、タクシーチケットに基づき 利用料の請求を受けることから、金券 に準じた厳正な取扱いが必要であると 考えられる。職員が長期間にわたって 保有し続けることは、紛失につながり、	プレスにことが、中和 4年11月28日に発 覚しております。 イについては記入例を作成し周知しました。 エについては職員が長期間にわたって保有し続けることのリスクや、そもそもタクシーチケットの管理として不適切であることを、所属長より口頭で周知し、適切な管理を行うよう啓発し	
	不正利用されるリスクがあることから、 タクシーチケットの管理としては不適 切である。 子ども福祉課、保育企画室、保育運	ました。 (保育運営課) イについては、タクシーチケット利用の申出があった際に、出納簿に必要	

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	営課、子ども未来企画室及び青少年家庭課においては、タクシーチケットの適正な管理を徹底されたい。 事務を所管する総務課においては、タクシーチケットが所在不明となっていた所属が複数あったことから、出納簿による許可やタクシーチケットを利用しなかった場合の速やかな返還など利用手続について、各所属に対し指導されたい。 (総務課)	な記載事項の記載があるかを庶務担当者が確認のうえ、払出の手続きを進めるよう徹底しました。また、ウについては、タクシーチケット利用の申出があった際に、庶務担当者にて出納簿の記載内容を確認するとともに、室長及び係長に決裁を回し、許可を受けるよう徹底しました。(子ども未来企画室) イについては、出納簿に記入例を記載することで今後確実に実施するよう仕組みを見直しました。(令和5年4月3日実施) (青少年家庭課)	

子ども青少年局(公の施設の指定管理者監査分)

	I	(五年 5年 6月 51日 先任)	- // (// // // // // // // // // // // //
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
2(1)	名古屋市とだがわことでは、 を使用 おうないで、の使用 おり、ことでは、 ないで、ので理ないで、ので理ないででででででででは、いいでででででででででででででででででででででででででで	本件は、使用料の減免に係る取扱い 内容を規程により明文化する必要性に ついて認識が不足していたことが原因 です。指摘後、「名古屋市とだがわこ どもランド管理運営要綱」において使 用料の減免についての取扱いを明記し て、令和 5年 4月 1日付で指定管理者 に通知しました。 (青少年家庭課)	措置済
2(2)	名古屋市児童館におけるボランティア 派遣について(支出事務)	本件は、ボランティア派遣実施要綱 において定める派遣費用の積算及び提	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況	備考
	VIII (III)	(措置の内容又は未措置理由等)	VII.3 3
	本市では、市内の児童館や子ども会	出書類作成の必要性に関する認識が不	
	等の主催する事業において、ボランテ	十分であったことが原因です。	
	ィアの派遣を依頼する場合は、派遣費	社会福祉法人名古屋市千種区社会福	
	用として 1人 1日につき、 900円をボ	祉協議会及び名東区社会福祉協議会・	
	ランティアへ支給している。名古屋市	さくらコンソーシアムについては、	
	児童館におけるボランティア派遣実施	「名古屋市児童館におけるボランティ	
	要綱によると、児童館事業のためにボ	ア派遣実施要綱」をもとに児童館事業	
	ランティアの派遣を依頼するときは、	へのボランティア派遣を依頼するとき	
	児童館長が、ボランティアサークル代	の手順を確認し、派遣依頼書と実施報	
	表者あてにボランティア派遣依頼書を	告書の提出を徹底するように指導しま	
	送付し、また、派遣が終了したときは、	した。	
	その代表者が、派遣の属する月の末日	また、過払いとなっていた派遣費用	
	までに、ボランティア派遣実施報告書	については、名東区社会福祉協議会・	
	を児童館長に提出するものとされてい	さくらコンソーシアムは令和 5年 3月	
	る。	27日に、たすけあい名古屋・名古屋市	
	なお、ボランティア派遣費用に係る	天白区社会福祉協議会コンソーシアム	
	指定管理料は、概算払いとされ、毎年	については令和 5年 4月 3日にそれぞ	
	度末に事業報告及び精算を行い、不用	れ本市へ返還済です。	
	額が生じた場合は本市に返納するもの	また、令和5年2月の児童館長会に	
	である。	おいて「名古屋市児童館におけるボラ	
	ボランティア派遣について調査した	ンティア派遣実施要綱」の内容につい て確認し、必要書類の提出等の正しい	
	ところ、以下のような事例が見受けられた。	「確認し、必要責類の提出等の正しい 手順での手続きの徹底について周知を	
	**/~。 ア 児童館事業へのボランティア派遣	実施しました。 (青少年家庭課)	
	を依頼するときに、ボランティア	美麗しました。 (月少年豕庭珠)	
	派遣依頼書を作成していなかった		
	もの		
	(社会福祉法人名古屋市千種区社		
	会福祉協議会【名古屋市千種区		
	童館】)		
	イ 児童館事業へのボランティア派遣		
	について、ボランティア派遣実施		
	報告書の提出を受けていなかった		
	もの		
	(名東区社会福祉協議会・さくら		
	コンソーシアム【名古屋市名東		
	児童館】)		
	ウ 派遣費用を過払いしていたもの		
	(名東区社会福祉協議会・さくら		
	コンソーシアム【名古屋市名東		
	児童館】、たすけあい名古屋・		
	名古屋市天白区社会福祉協議会		
	コンソーシアム【名古屋市天白		
	児童館】)		
	(指定管理者分)		
	ボランティア派遣依頼書及び実施報		

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	告書は、派遣費用を支給する上で、支出の証拠書類として変重要な資料である。 社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会においては、ボランティ社会福祉協議会・さくらコア派遣実施報告の収受を徹底されたい。 名東区社会福祉協議会・さくらよいでは、ボランテム及びたすけあい名古屋があれたすけあいる派遣費用については、ボランティアに返還を求め、概算払いで精算を行った指定管理料について本市に返納されたい。		
2(3) T	貸付備品の管理について(財産管理を)ア 貸付備品の使用状況の検査について(財産管理を) と関係をといる関連をといる関連をといる関連をといる関連をといる。本備には、にことのでで関連をといる。本のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	本件は、「貸付備品の管理に関する事務取扱要項」に基づく貸付備品の管理業務の認識が不大のであったことが原因です。 各指定管理者における不適切な事例にしたことを高いては是正したことをらられました。 東区社会福祉協議、令和5年3月10日に廃棄証明書の提出をの児童を会において廃棄証明書及び記書をの見出がでである。また、令和5年2月のの場響では、ののとは、ののとは、ののは、のののは、ののののののでは、ののののののでは、のののののののでは、のののののののでは、ののののののでは、のののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、のののののでは、ののでは、ののでは、のでは、	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	や で で で で で で で で で で で で で で で で で で で		
2(3) 1	イ 指定管理者が購入した備品の帰属 について 指定管理者制度の運用に関する指針 によると、市と指定管理者が締結する 基本協定書には、指定管理者が購入し た備品の帰属、備品の撤去・撤収のた	本件は、指定管理者が指定管理期間に購入した備品の帰属についての認識が不十分であったことが原因です。 そのため、指定管理期間に購入した 備品の取り扱いについての手順を作成 および通知することで各館への周知を	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況	備考
	あれる。 あのじいる主とすでで、は難し時寄る場所ではいいではいいでは、 を書とど定し、は難し時寄るがあれる。 を書とが情がある。本だる理現、入、に附。 を書とが情がある。 を書とないている。 を書とないて、はいいの、あの帰青は理にはいった。 にあればないででではいる。 を書とないででではいる。 を書とないででではいる。 を書とないででではいる。 にのないではいる。 にのないではいる。 にのないではいる。 にのないではいる。 にのないではいる。 にのないではいる。 にはいるのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(措置の内容又は未措置理由等) 徹底するとともに、「指定管理者帰属 備品一覧」を各館で作成することで指 定管理期間終了時に協議が必要な備品 の一覧を整理できる状態に整備しまし た。 (青少年家庭課)	
2(4)	事業報告書の作成について(その他事務) 各児童館の管理業務に関する基本協定書及び仕様書並びに名古屋市とだがわこどもランドの管理業務に関する基本協定書及び仕様書(以下「協定書等」という。)によると、指定管理者は、毎年度の終了後に、業務の実施状況や経費の収支状況等を記載した事業報告書及び収支報告書を本市に提出することとされている。事業報告書等について調査したとこ	本件は、事業報告書の作成にかかる 提出前の確認が不十分であったことが 原因です。 社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会及び社会福祉法人名古屋市社 会福祉協議会においては、誤りが判明 後速やかに事業報告書を修正し、本市 に提出を受けました。特に社会福祉法 人名古屋市千種区社会福祉協議会にお いては、本市へ提出前に複数名でのチェックを実施する等正確な書類作成に 努めることとしました。	措置済

	I	L# EE 115 No	
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	大学の大学を表示した。 一大学の大学を表示した。 大学の大学を表示を表示した。 大学の大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示といるの、字方の を主いているの、字方のは、に、ののでは、ののでは、ののでのである。 大学のでは、のでは、のででは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	また、令和 5年 2月の児童館長会において正しい報告書の作成について指導を徹底するとともに、令和 4年度の事業報告書提出後、市の支払状況を突き合わせての確認を徹底し、疑義に確認を実施しました。 (青少年家庭課)	
2(5) イ	施設の安全管理について(その他事務) イ 施設避難口の管理について 火災予防条例によると、児童館の避 難口その他避難のために使用する戸は、 非常時に自動的に解錠できる機能を有	本件は、避難のために使用する戸の 適切な取扱いに対する認識が不十分で あったことが原因です。 たすけあい名古屋・名古屋市天白区 社会福祉協議会コンソーシアムについ	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	する等とは、	ては、非常扉の取替工事を令和 5年 3 月に実施し、開館時間内は解錠するように改善を実施しました。 また、他の指定管理者に対しては、 令和 5年 8月 2日までに各館への現地 確認を実施した上で、開館時間内は施 錠しないことについて指導を実施しま した。 (青少年家庭課)	

区役所(千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区)・スポーツ市民局・健康 福祉局

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
2(1)	生活保護に係る預り金の管理について (行政運営事務) 区選生のでは、入ので見いて、 (行政運営事務) 区選生のでは、入ので見いでは、 (で区とのでは、 (で区とのでは、 (で区とのでは、 (で区とのでは、 (で区とのでは、 (で区とのでは、 (で区とのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でのでは、 (でででは、 (でででは、 (ででででは、 (ででででででででででででで	ア 大会に で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	措置済

(措置の内容又は未措置理由等)

所属内での金庫の点検により発見されるまで、統括管理者名義の預金口座への預入れを行っておらず、現金のまま保管していた。また、令和4年10月に返還処理の事務手続が完了するまで、預り金保管台帳を作成していなかった。

(中川区民生子ども課)

イ 保管しているにもかかわらず預り 金保管一覧に記載がない現金があり、 預り金保管状況の査閲が適正に行わ れていなかった。さらに、中川区民 生子ども課においては、毎年度 9月 及び 3月の統括管理者による金庫内 の現金の確認や関係書類の照合につ いても実施していないとのことであ った。

> (東区民生子ども課、中区民生子 ども課、中川区民生子ども課)

ウ 生活保護費の返還金等として預かった現金について、本市への返還処理が行われるまで数か月以上の時間を要している事例が複数見受けられた。いずれも既に返還処理は完了しているものの、処理が完了するまで最も長いもので約1年5か月が経過している事例もあった。

(天白区民生子ども課)

東区、中区及び中川区民生子ども 課においては、預り金管理規程に基づき、預り金の管理を厳正に行われ たい。

とりわけ、中川区民生子ども課に おいては、預り金は組織として管理 するものであるということを十分に 認識した上で、現金を預かった際に は、速やかに預り金保管台帳に記入 し、統括管理者名義の預金口座への 預入れを行うとともに、預り金の保 管状況に係る査閲を確実に行われた い。

また、天白区民生子ども課においては、預り金を速やかに処理するよう徹底されたい。

金保管台帳への記載を先送りにした こと及び査閲時の点検が不十分であ ったことが原因です。

今回の指摘を受け、再度預り金管 理規程の遵守を朝礼を活用し周知い たしました。

今後も預り金管理規程の遵守、未 処理案件の把握や査閲時の点検を徹 底してまいります。

(中区民生子ども課)

本件は、生活保護費等預り金管理 規程の理解が不十分であったこと及 び預り金の管理意識の欠如により預 り金保管状況の査閲が形骸化してい たことが原因です。

今回の指摘を受け、すみやかに統 括管理者による金庫内の現金確認及 び関係書類の照合を行いました。

また、令和 5年度からは本規程に 定められている査閲のほか、統括管 理者が毎月金庫内の現金保管状況と 関係書類の照合を行うこととしまし た

今後も預り金の管理について、適 正な執行を徹底してまいります。

(中川区民生子ども課)

ウ 本件は、預り金管理規程の認識が 不十分であったことが原因です。

今回の指摘を受け、令和 5年 2月 9日の係会において、預り金管理規程に従い、預り金を速やかに処理するよう周知しました。また、預り金保管(未処理)一覧が供覧される際に、預り金発生日から日数が経過している事案について、査察指導員から地区担当員に進捗状況を確認することで、処理の遅延を防止することとしました。

今後も本指摘事項に係る原因と対 策について確実に引き継いでまいり ます。 (天白区民生子ども課)

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
番号 3(1)	指摘(監査結果) 生活保護に係る遺留金品の管理について(行政運営事務) 区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める遺留金品を確認し管理を開始する場合には、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程(以下「遺留金品取扱規程」という。)に基づき、確認した遺留金品の内容等を記載した現場確認書及び遺留金品確認書等(以下「現場確認書等」という。)を証拠書類として作成するとともに、		措置済
	生活保護受給者ごとに作成する遺留金品整理簿に、現場確認書等の写しを添付して民生子ども課長又は区民福祉課長(以下「民生子ども課長等」という。)までの決裁をとり、以後処理経過を記載することとされている。 遺留金を保管する場合には、歳入歳出外現金として受け入れることが原則であるが、その処分に当たって相続人等の調査を行う必要がない時には歳入歳出外現金によらずに保管することが	施しました。 さらに、令和 5年 4月18日の保護係会で、遺留金品の適正な管理について異動者等に対しても周知徹底しました。 加えて、「遺留金品チェックシート」を作成し、多岐に渡る遺留金品の処理について進捗を管理できるようにしました。 (中川区民生子ども課)	
	でき、この場合は、3日以内に事務手続を完了する見込みがなければ保管用に設けた金融機関の預金口座に預け入れることとされている。また、遺留金品の保管状況につい係長生子ども係長又は保護・子ども係長又は保護・子遺留座の現金、領金口を遺留品に関し査閲を行いまり、民生子どもに、毎年度9月金品保管一覧によりに、毎年度9月金の現金の現金の現金の現金の現金の現金の現金の現金の現金の現金の現金の現金の現金	本件は、遺留金品取扱規程の認識が不十分であったことが原因です。 今回の指摘を受け、令和5年2月に遺留金品確認書を作成しました。 また、令和5年2月9日の係会において、遺解金品確認書を作成の引継ぎを受けた際には、遺留金品確認書を行成し、遺留金品確認書を行成し、遺留金品を理簿には、遺留金品整理簿に、満を受ける際に、流行が漏れていまり慎重に点検するようにしませた。	
	行うこととされている。 遺留金品の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 現場確認書等が適正に作成されていないもの 親族から遺留金品の引継ぎを受けた際に、現場確認書等を作成していないものが見受けられた。	今後も本指摘事項に係る原因と対策について確実に引き継いでまいります。 (天白区民生子ども課) イ(ア) 本件は、遺留金品整理簿を作成する趣旨を正しく理解していなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、遺留金品を受け取った場合は、民生子ども課	

番号	指摘(監査結果)	措置状況	備考
m · 7		(措置の内容又は未措置理由等)	Vm ' J
	(中川区民生子ども課、天白区民	長又は民生子ども係長若しくは民	
	生子ども課)	生子ども係経理担当立ち会いのも	
	イ 遺留金品整理簿が適正に作成され	と、遺留金品、現場確認書等関係	
	ていないもの	書類及び遺留金品整理簿の突合を	
	(ア) 遺留金品整理簿を遺留金品の管	行い、同時に民生子ども課長の決	
	理を行うこととなった際に作成せ	裁を受けることとしました。	
	ず、一連の処理が完結した後に作	遺留金品整理簿は、遺留金品の	
	成しているものが多数見受けられ	処理完了後の査閲が終了するまで、	
	た。 (中川区民生子ども課)	民生子ども係にて管理し、担当者	
	(イ) 遺留金を処理したにもかかわら	は遺留金品の処理を行う都度、整	
	ず、遺留金品整理簿への処理経過	理簿に処理経過を記載し、決裁す	
	の記載及び民生子ども課長までの	ることとしました。	
	決裁が行われていないものが見受	また、令和 5年 1月19日及び 3	
	けられた。	月20日の保護係会において、生活	
	(西区民生子ども課、中川区民	保護法第76条による遺留金品取扱	
	生子ども課、南区民生子ども	規程に基づいた遺留金品の適正な	
	課、緑区民生子ども課)	管理について周知し、令和 5年 3	
	(ウ) 遺留金品の処理が完結した生活	月23日には遺留金品をテーマとし	
	保護受給者について、新たに遺留	た勉強会を実施しました。	
	金があることが判明したにもかか	さらに、令和 5年 4月18日の保	
	わらず、当該遺留金について遺留	護係会で、遺留金品の適正な管理	
	金品整理簿を作成していないもの	について異動者等に対しても周知	
	があった。	徹底しました。	
	(中川区民生子ども課)	(中川区民生子ども課)	
	ウ 遺留金の歳入歳出外現金への受入		
	等が適正に行われていないもの	(イ) 本件は、一部の地区担当員にお	
	3日以内に事務手続を完了する見	いて、遺留金品取扱規程の理解が	
	込みがないにもかかわらず、速やか	不足していたこと及び査察指導員	
	に歳入歳出外現金への受入又は金融	等による進行管理が不十分であっ	
	機関の預金口座への預入れを行って	たことが原因です。	
	いない遺留金が多数見受けられ、こ	今回の指摘を受け、すみやかに	
	の中には約 110万円が約 1か月の間	該当ケースの遺留金品整理簿を作	
	現金で保管されていたものもあった。	成するとともに、令和 5年 1月19	
	(西区民生子ども課)	日及び 5月19日に開催した係会で、	
	エ 遺留金品の保管状況の査閲が適正	あらためて遺留金品取扱規程の確	
	に行われていないもの	認を行いました。また、同年 8月	
	(ア) 金庫や預金口座で保管している	25日に開催した山田支所との合同	
	遺留金について、遺留金品保管一	係会において、過去の本市におけ	
	覧(注)に記載がないなど、監査の	る不祥事等を振り返る研修を行い、	
	中で確認した遺留金品保管一覧に	公金を取り扱う職員としての倫理	
	ついて全ての月で誤りが見受けら	意識やモラルの向上に努めました。	
	れ、遺留金品の保管状況の査閲が	さらに、令和 5年 9月19日に開催	
	適正に行われていなかった。また、	する係会においても、あらためて	
	毎年度 9月及び 3月の民生子ども	遺留金品取扱規程の順守について	
	課長による金庫内の現金の確認や	周知し徹底を図ります。	
	関係書類の照合も実施していない	査察指導員等においても、葬祭	

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	とのことであった。 (中川区民生子ども課) (注)遺留金品保管一覧は規程の改正で設けられた様子の和 4年 4月1日の遺留金品で扱り金保管一覧の機式を用いていた。 (イ)金庫で設けられた様子であり金保管一覧の様式を開いていた。遺留金にで留金をで設けられたでは、では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では	では、 で大い地理・では、 で大い地理・では、 で大い地理・では、 で大い地で、 で大い地で、 で大い地で、 で大い地で、 で大い地で、 で大いに、 で大いに、 で大いで、 で大いで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、	

番号	指摘(監査結果)	措置状況	備考
留り	1月1向(監査和末)	(措置の内容又は未措置理由等)	佣石
		係る遺留金品の適切な管理をして	
		まいります。	
		(南区民生子ども課)	
		遺留金の処理経過の記載及び決	
		裁漏れについては、葬儀会社より	
		領収書を受け取った保護係のケー	
		スワーカーが遺留金品整理簿へ記	
		載することを失念していたことと	
		遺留金品の未完了分の管理につい	
		て状況の確認のルールが定められ	
		ていなかったことが原因と考えら	
		れます。ルールが定められていな かったことにより、処理が済んで	
		いたのにも関わらず、記載漏れが	
		あることを見落としていました。	
		今回の指摘を受け、すみやかに	
		該当ケースの遺留金整理簿へ記載	
		し、決裁をとりました。	
		加えて、「令和 4年度区役所監	
		査(遺留金)について」を保護係	
		宛てに供覧・令和 5年 1月の保護	
		係会にて周知するとともに、遺留	
		金品整理簿を「完了」「未完了」	
		ごとに分けた上で、「未完了」の	
		ものを査察指導員・経理担当によ	
		り状況の確認をすることとルール	
		を定めました。	
		今後もルールをもとに、課内の 査察指導員・経理担当が、定期的	
		保護係のケースワーカーに対し、	
		確実に処理するように指導してい	
		きます。 (緑区民生子ども課)	
		(ウ) 本件は、遺留金品の処理が完結	
		した後、新たに遺留金品があるこ	
		とが判明した際、遺留金品整理簿	
		を作成することを失念したことが	
		原因です。	
		今回の指摘を受け、すみやかに	
		該当ケースの遺留金品整理簿を作	
		成しました。	
		また、令和 5年 1月19日及び 3	
		月20日の保護係会において、生活	
		保護法第76条による遺留金品取扱	

番号	指摘(監査結果)	措置状況	備考
		(措置の内容又は未措置理由等) 規程に基づいた遺留金品の適正な 管理について周知し、令和 5年 3 月23日には遺留金品をテーマとし た勉強会を実施しました。 さらに、令和 5年 4月18日の保 護係会で、遺留金品の適正な管理 について異動者等に対しても周知 徹底しました。	VIII 3
		今後は、適正な遺留金品事務の 執行が行われるよう管理を徹底していきます。 (中川区民生子ども課) ウ 本件は、3日以内に事務手続きを 完了する見込みについての確認が徹	
		底できていなかったことが原因です。 今回の指摘を受けて以降は、遺留 金が発生した場合は、すべて歳入歳 出外現金への受入手続きを行うこと としており、係会等で周知しました。 今後も引き続き、遺留金が発生し た場合はすべて歳入歳出外現金への 受入手続きをするよう徹底してまい ります。 (西区民生子ども課)	
		エ(ア) 本件については、遺留金品の管理意識の欠如により、遺留金品保管一覧の査閲が形骸化していたことが原因です。 今回の指摘を受け、すみやかに民生子ども課長による金庫内の現金確認及び遺留金品整理簿等関係書類の照合を行いました。	
		また、令和 5年度から遺留金の 預金口座での管理は原則行わず、 歳入歳出外現金として管理するこ ととし、遺留金品保管一覧の査閲 時には歳入歳出外現金の入出金履 歴を利用した突合を行うこととし ました。 さらに、令和 5年度からは本規 程に定められている査閲のほか、	
		民生子ども課長が毎月金庫内の現 金保管状況と関係書類の照合を行 うこととしました。 令和 5年 5月17日には、民生子	

番号	指摘(監査結果)	措置状况	備考
ш /у		(措置の内容又は未措置理由等) ども課長、民生子ども係長、民生	V G
		子ども係経理担当、保護係長、主	
		査(生活保護)による遺留金取扱	
		検討会議を実施し、遺留金の適正	
		な取り扱いについて再確認しました。	
		ループ (プログログログログログ)	
		中から、3人の遺留金品事務取扱	
		サポーターを置き、組織としての	
		体制強化を図りました。	
		今後も、遺留金品の適正な管理 を を徹底してまいります。	
		(中川区民生子ども課)	
		(4) 本件は、遺留金の管理について 十分に理解できていなかったこと	
		が原因です。	
		今回の指摘を受け、預り金保管	
		一覧を遺留金保管一覧と分別し、	
		各項目別の管理体制としました。	
		また、上記とは別に遺留金品保管 一覧でも管理するとともに、毎月	
		月初に前月末時点の状況を民生子	
		ども課長まで査閲を適正に行うこ	
		ととしました。	
		今後も遺留金保管一覧と遺留金 品保管一覧による相互管理を徹底	
		ー してまいります。	
		(瑞穂区民生子ども課)	
		本件は、令和 4年 6月に保管開	
		始した遺留金について7月の査閲	
		時に、対象者の遺留金整理簿を見	
		落としたことが原因です。	
		今回の指摘を受け、遺留金の発 生の都度、保護・子ども係長が一	
		生の都及、保護・丁とも保安が一	
		閲については区民福祉課長の管理	
		の下で、漏れや遅滞が無いよう、	
		確実に進めてまいります。	
		(志段味支所区民福祉課)	
		(ウ) 本件は、令和 4年 4月の規程改	
		正により新たに様式が定められた	
		ことを把握していなかったことが	
		原因です。	

番号	指摘(監査結果)	措置状況	備考
		(措置の内容又は未措置理由等) 遺留品の処理状況について、従来当課においては、死亡者毎に現場確認日、遺留金品の有無、親族との連絡状況等を表計算ソフトにより一覧化したものによって保護係長が進捗管理していました。 今回の指摘を受け、上記の一覧表による管理も引き続き行い、遺留金品取扱規程に定める様式「遺留金品保管(未処理)一覧」を用いて、毎月月初に前月末時点の状況を民生子ども課長まで査閲を行っております。 (瑞穂区民生子ども課) オ本件は、担当者が繁忙のため遺留	
		金品整理簿の作成を先送りにし、その後当該案件を失念したこと及び遺留金を所定とは異なる場所に保管していたことが原因です。 今回の指摘を受け、遺留金品発生時の事務手続きを速やかに行うこと、遺留金の保管は所定の金庫にて行うことを朝礼を活用し周知徹底いたしました。 今後も適正な管理に努めてまいります。 (中区民生子ども課)	
		本件は、職員の傷病のため、遺留金品整理簿を速やかに作成する正規の手続きが行われていなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、現在は、事前に現場確認を行う担当職員、同行職員を査察指導員が承認することで、どの職員が携わっているかを把握、また現場確認を行った職員が遺留金品及び現場確認書を査察指導員に引き渡し遺留金品整理簿を民生子ども課長まで決裁を取ることで、進行っています。 令和4年12月13日実施の係会においても、遺留品整理簿を速やかに作成す	

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
		る等手引に沿った処理、遺留金品の 取扱い手順について、必ず行うよう 改めて周知徹底しました。また、傷 病により休職中の2名を除く係会欠 席者1名に対して、後日出勤した際 に、個別に係会と同様の内容を説明 し周知徹底しました。 今後も遺留金品の取扱いについて、 定期的に係会にて周知、確認を行い、 適正化を図ってまいります。 (昭和区民生子ども課)	
3(2)	生活保護に係る葬祭費用への預金の充当について(行政運営事務) 生活保護に係る葬祭費用への預金の充当について(行政運営事務) 生活保護を持たるととでは、必要では、では、では、では、では、では、では、ののでは、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	本件は、一部というでは、 一部の地区です。 を発生のため、1月19日のには、 一部であったが、1月19日のですが、1月19日のですが、1月19日のですが、1月19日のですが、1月19日のでは、1	対応中
	を行い、払戻可能な場合には手続を行って葬祭費用に充当されたい。 (西区民生子ども課、瑞穂区民生子 ども課、中川区民生子ども課)	において、相続人不存在の死亡した彼 保護者については、預金の払出請求を 金融機関宛て行い、葬祭費に充当させ るという遺留金品取扱規程の定めを正 しく認識していなかったことが原因で す。 今回の指摘されたケースにつきまし ては、監査後速やかに金融機関宛て預 金の払出請求を行い、葬祭費に充当を いたしました。	

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
		今品等に同た。 (特別のよりに対している。 (特別ののは、では対している。 (特別ののは、では対し、では対し、では、対し、では、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	措置済
3(3)	生活保護に係る葬祭費用の葬祭事業者 への支払について(支出事務) 区民生子ども課及び支所区民福祉課	本件は葬儀執行後、地区担当員が支 払い事務の執行処理を速やかに行うこ とを怠っていたこと、また、それを組	措置済

上下水道局 (工事)

墜落防止措置について(施工) 事案であると捉え、令和 5年 1月19日	備考
墜落防止措置について (施工) 事案であると捉え、令和 5年 1月19日	
「労働安全衛生規則によると、事業者は、高さが2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないと定められており、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等という。)を設けなければならないと定められている。また、作業床を設けることが困難なとき及び囲い等を設けることが困難なとき及び囲い等を設けることが困難なとき及び囲い等を設けることが困難なとき及び囲い等を設けることが活して、関いするときなが出して、計画を取り、労働者に要求性能墜落削止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。工事写真及び報告書を確認したところ、以下の事例が見受けられた。ア 「中村区橋下町地内始め2箇所下水人孔改造工事。では、大型鉄蓋が設置されている既存マンホールを一部撤去し、直径 600ミリメートルの鉄蓋を設置する工事を行っていた。工事写真を確認したところ、高さ2メートル以上の開口部で作業を行っていたが、囲い等を設けておらず、設定が発売すると考えます。原因を踏まえ、令和5年1月6日に担当係長から職員に対して、第2メートル以上の開口部等で作業を行ったが、囲い等を設けておらず、また、労働者に要求性能墜落削止用器具を使用させる等の措置を講じてした。	措置済
いなかった。	

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	事写真を確認したら、	注書では、大学学院のでは、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学	

教育委員会 (工事)

	1	(アイロ 3十 0月31日が1生り)	V (U U
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(1)	適切な工事の施行について(施工) 「大大大会」を持った。 「大大会」を表する。工ので、の人工をでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	本件は、工事の施工出行うのでは、監理において確認がです。 はまするとです。 会の指摘を受け、、監督員目にのの出来となるとのです。 会の施工状況し、書のでは、監督事とののとのでは、監督事にのの出来を受ける。 事のがでするとしてののるをでは、生産のでは、というでは、というでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、など、は、など、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	工事の施行に際しては、設計図書と 現地の施工状況との整合を確認するため、監督員として工事の施工状況の検 査、工事目的物の出来形を確認し、差 異等が生じている場合は、設計図書や 請負代金の変更を行うなど、約款に基 づき適切に工事を施行されたい。 (学校施設課)		
1(2)	ひさし上からの墜落防止措置について (施工) 労働安全衛生規則によると、事業床に、事業床に、別別のででででは、事業体に、関連を表し、の作者に、ののでででは、は、ののででででででできる。のでででできる。できまれば、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	本件は、労働安全衛生規則に基づく注 者の記職がで、ことが原因といたことが原因といたことが原因といたことが原因とが原因とが原因というの墜落防止措置に合いた。 し上からの墜落防止措置に合いに、管理に行った。 し上からの墜落防止は、監督を利した。 は、令和4年12月6月後は労働安トルには労働を上の作業はできるができるができるができるができるができるができるができる。 は、令がでは、開いては、は、関連では、は、ののののでは、は、ののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	措置済
1(3)	保護帽の着用について(施工) 労働安全衛生規則によると、事業者 は、掘削作業を行うときは、物体の飛 来又は落下による労働者の危険を防止 するため、労働者に保護帽を着用させ なければならないと定められている。 「熱田一B遺跡第3次発掘調査排土 工事」では、発掘調査のための掘削工 事を行っていた。重機が稼働している 状況であり、労働者への安全対策を講 じているか工事写真で確認したところ、 労働者は危険を防止するための保護帽	本件は、保護帽の着用について、受注者の認識が不足及び職員による周知・指導が不足していたことが原因です。当該受注者には、令和 4年12月 2日に、保護帽の着用を徹底するよう直接指導しました。加えて、契約中の保護帽の着用が必要な同様の工事について、現場及び工事写真で保護帽が適切に着用されていることを確認しました。今後、同様の事象が起きないよう、担当主査から職員へ令和 5年 8月 2日	措置済

番号	指摘(監査結果) を着用していなかった。 掘削作業の安全対策に当たっては、 労働安全衛生規則に基づき労働者に保護帽を着用させ、労働者の安全確保を 徹底するよう指導されたい。 (文化財保護室)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等) の月例会議において、労災事故例など の事例をあげて、現場での安全管理及 び受注者への指導を徹底するよう講習 を実施しました。 (文化財保護室)	備考
1(4)	防火設備の改善について(維持管理業務) 建築基準法(昭和25年法律第 201号)による者者と、は一次で大変を対して、 建築基準法(昭和25年法律第 201号)による者は、 一、 一、 は上、 一、 は上、 一、 は上、 一、 は上、 一、 は上、 一、 は上、 一、 は上、 一、 は上、 一、 は上、 一、 は一、 は一、 は一、 は一、 は一、 は一、 は一、 は一、 は一、	本件は、決ない所に、 本件は、、大力ので、 を表表に、 を表えに、 を表表に、 を表表を、 を表表を、 を表表に、 を表表を、 を表表	対応中

全局室区(企画競争による契約に限る。)

		(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
3(1)	公告時の契約上限額の超過について(契約事務) 名書務) 名書等的事務) 名書手契約締結等更更施力ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	公告時の契約上限額を超過した金額 で契約を超過した金額で表示をおいては、運用のでは、運用のでは、運用のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	措置済